

群馬用水だより



「赤城・榛名山麓を潤す」

限りある資源を大切に

みどり
水土里ネット 群馬用水

群馬用水土地改良区

前橋市古市町406番地 電話(027)251-0019代

理事長に大林俊一氏 副理事長に後閑千代壽氏が就任

金子一郎理事長の逝去に伴う理事長選任案件の第146回理事会が平成21年1月30日(金)に開催をされました。その結果、満場一致で副理事長の大林俊一氏(第11選挙区選出 吉岡町)が第7代の理事長に推挙されました。また、後任の副理事長には、後閑千代壽氏(第7選挙区選出 前橋市粕川地区)が推挙をされております。任期は、いずれも前任者の残任期間、平成23年8月20日までとなっております。

これにより、理事長 大林俊一氏、副理事長 後閑千代壽氏 同 高木政夫氏(前橋市長)、常務理事 湯澤光治氏(平成21年3月4日就任)の新たな執行部体制がスタートをいたしました。農業情勢の大変厳しい中ではありますが、当土地改良区の健全運営のためにご尽力をお願いいたします。



第146回理事会において就任の挨拶をする大林理事長＝土地改良区大会議室

就任のあいさつ

理事長 大 林 俊 一



去る1月30日の理事会におきまして理事長に推挙をいただきました大林でございます。

大変微力ではありますが、高木、後閑両副理事長と共に改良区の健全なる運営に取り組んでまいり所存でありますので組合員皆様にはご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。さて、昨年のリーマンショックから続く世界的不況のなかで政府は21年度補正予算で15兆円の景気浮揚策を実施することになりましたが、今後、その効果に期待をしたいと思います。そうした中で群馬用 水 土 地 改 良 区の運営も一段と厳しさを増してくるのではないかと考えています。先ず、国や市町村の財源不足による補助金カットが懸念をされるところでありますし、また農業情勢の悪化による賦課金の未収問題も大きな課題になってまいります。補助金と賦課金は土地改良区の健全な運営には欠かすことの出来ない車の両輪であります。

組合員の皆様には、今後とも当土地改良区に対します、忌憚のないご意見、ご要望をお寄せいただければ幸いに存じます。

副理事長 後 閑 千代壽



この度副理事長に推挙をいただきました後閑でございます。もとより浅学非才ではありますが、大林理事長をしっかりと補佐をして、群馬用 水 土 地 改 良 区の諸問題に取り組んでまいりたいと思います。

さて、群馬用 水 土 地 改 良 区も去年は創立45年を迎えました。この間には、開田抑制政策、担い手の減少、国際化の進展など農業を取り巻く環境は大きな変化を遂げてまいりました。しかしながら私たちは先人の築いたこの群馬用水を有効活用し、その施設を後世に引き継いでいかなければなりません。そのためにも、本年度から予防補修として導入されるストックマネジメント事業などを活用して施設の安定的な維持管理を図ってまいりたいと考えております。組合員の皆様には今後とも一層のご支援、ご鞭撻をお願い申し上げまして副理事長就任のあいさつといたします。

総代会議長に岩田久氏、副議長に中嶋清一氏を選任



第46回通常総代会の冒頭、議長選任が行われ、昨年8月に逝去された前原議長の後任に副議長の岩田久氏（第13選挙区選出 榛東村）、副議長に中嶋清一氏（第3選挙区選出 前橋市富士見地区）がそれぞれ選任をされました。

岩田議長就任のあいさつ

この度総代会議長に選任をいただきました岩田です。浅学非才ではありますが一生懸命務めますのでよろしくお願いいたします。現在、農業、農村を取り巻く環境は高齢化、耕作放棄地の増大、また、混住化による集落農業の低下など課題が山積みしております。そうした中で私たちは、この群馬用水を守り、次世代に継承していく責務があると考えております。組合員の皆様には、今後とも群馬用水の健全な運営と発展のために一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

常務理事に湯澤光治氏が就任



前常務理事小幡晋氏の辞任に伴う役員補欠選挙は、平成21年3月4日の第46回通常総代会場で行われ、前事務局長の湯澤光治氏が員外理事に当選をしました。総代会終了後、行われた第148回理事会において湯澤氏が常務理事に選任をされました。

湯澤常務理事就任のあいさつ

この度理事会におきまして、常務理事に選任をいただきました湯澤でございます。もとより大変微力ではありますが、正副理事長の片腕として誠心誠意努力してまいり所存でありますので、組合員の皆様には一層のご支援、ご鞭撻をお願い申し上げます。

第46回通常総代会開催



平成21年 3月 4日(水)
午前10時より群馬用 水 土 地 改 良 区 大 会 議 室 におい
て、第46回通常総代会が
開催されました。総代78
名(定数100名)の出席の
もとに慎重審議の結果、
提出された全ての議案が
原案どおり議決、承認を
されました。

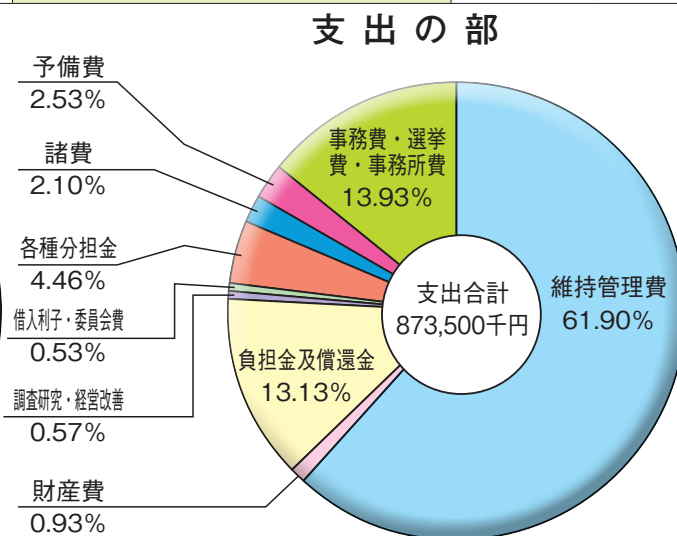
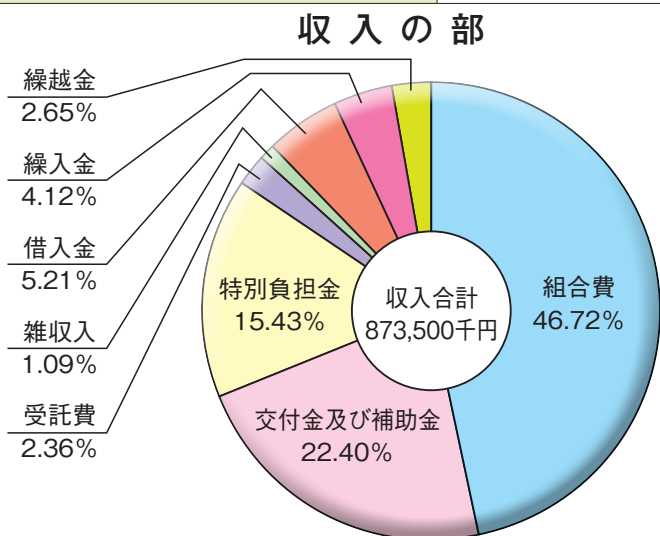
【議決・承認された議案】

- 第1号議案 平成20年度一般会計収支補正予算(案)の議決について
- 第2号議案 平成20年度特別会計農地転用決済金収支補正予算(案)の議決について
- 第3号議案 平成20年度特別会計職員退職手当収支補正予算(案)の議決について
- 第4号議案 平成20年度特別会計利水高度化計画精算金収支補正予算(案)の議決について
- 第5号議案 平成21年度事業計画(案)の議決について
- 第6号議案 平成21年度一般会計収支予算(案)の議決について
- 第7号議案 平成21年度賦課金徴収方法及び徴収時期(案)の議決について
- 第8号議案 平成21年度金銭の預入金融機関の指定(案)の議決について
- 第9号議案 平成21年度経理運営資金一時借入金最高限度額(案)の承認について
- 第10号議案 平成21年度各種特別会計積立金の一時繰替運用(案)の承認について
- 第11号議案 平成21年度県営かんがい排水事業分担金に充当するための農林水産事業資金借入(案)の議決について
- 第12号議案 平成21年度県営農地防災事業分担金に充当するための農林水産事業資金借入(案)の議決について
- 第13号議案 平成21年度小規模土地改良事業負担金に充当するための農林水産事業資金借入(案)の議決について
- 第14号議案 地区編入に伴う加入金単価(案)の議決について
- 第15号議案 平成21年度特別会計農地転用決済金収支予算(案)の議決について
- 第16号議案 農地転用決済金単価の改正(案)の議決について
- 第17号議案 平成21年度特別会計職員退職手当収支予算(案)の議決について
- 第18号議案 平成21年度特別会計利水高度化計画精算金収支予算(案)の議決について
- 第19号議案 群馬用 水 土 地 改 良 区 規 約 の 一 部 変 更 (案) の 議 決 に つ い て

平成21年度予算について

1. 一般会計予算

収入の部 (単位：千円)		支出の部 (単位：千円)	
組 合 費	408,100	事務費・選挙費・事務所費	121,700
交 付 金 及 び 補 助 金	195,700	維 持 管 理 費	540,670
特 別 負 担 金	134,820	財 産 費	8,100
受 託 費	20,650	負 担 金 及 償 還 金	114,710
雑 収 入	9,540	借 入 利 子 ・ 委 員 会 費	1,990
借 入 金	45,540	調 査 研 究 ・ 経 営 改 善	4,850
繰 入 金	36,010	各 種 分 担 金	41,020
繰 越 金	23,140	諸 費	18,340
		予 備 費	22,120
計	873,500	計	873,500



2. 特別会計予算

(単位：千円)

会 計 名	予 算 額
農 地 転 用 決 済 金	59,450
職 員 退 職 手 当	9,160
利 水 高 度 化 計 画 精 算 金	23,570

平成21年度 賦課金単価表(開発別)

1,000㎡当り (単位：円)

種 別	畑かん	りんかん田	一部補給	全量補給	開 田
経 常 費	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
かんばい費	1,560	2,770	1,540	2,740	4,700
維 持 管 理 費	2,500	3,750	3,750	5,000	5,000
合 計	5,560	8,020	6,790	9,240	11,200

※ 施設園芸用水を使用していて申請がお忘れの方は申請をして下さい。

施設園芸Ⅰ：2,500円 施設園芸Ⅱ：10,000円 共に建坪面積に賦課

施設園芸の現地調査について

施設園芸台帳整備を目的とした現地調査を、9月以後予定しておりますので、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

《お知らせ》本年度より賦課金の計算方法が変更になり1円単位までの賦課になりました。

注意：賦課金を滞納した土地の取得にはご注意ください。

賦課金を滞納している土地を購入すると、取得された方がその土地の滞納金を支払うことになります。(土地改良法42条：権利義務の継承)

権利義務の継承とは、土地に有した事業の権利(水使用)と義務(賦課金納入)を引き継ぐことです。

従って、購入する際に土地代を決める場合は事前に滞納の有無を必ず確認して下さい。

組合員の皆様へ 届出はお忘れなく！お願いいたします。

農地のあらゆる変更（自小作や転用など）は公共機関（市町：法務局）に届け済みでも、当土地改良区に異動の届出がなければ賦課台帳は変わりません。よって、従来の組合員に賦課されます。

どうしたらよいのですか？

Q1 組合員が亡くなりました。どうしたらよいのですか？

A. 直ちに「組合員の資格異動届」と「口座振替依頼書」を提出して下さい。

Q2 農地を異動した（売買：交換：小作契約：解除）の場合は？

A. 直ちに「組合員の資格異動届」を提出して下さい。

Q3 農地を耕作していませんが、組合費は掛かるのですか？

A. 耕作していなくても農地であれば組合費は掛かります。（土地改良法36条）

Q4 農地を耕作しなくなりました。どうすればよいのですか？

A. 組合費は掛かりますので、委託耕作していただくようお願いいたしますので、市町村・農業委員会に相談をしてみてください。

Q5 組合費はいつまで支払えばよいのですか？

A. 組合費は土地に掛かるものですので、農地であるかぎり組合費は掛かります。

※ 各種届出用紙は群馬用水担当の有る支所が当改良区にお問い合わせ下さい。

「口座振替依頼書」以外の届出用紙は群馬用水のホームページからも印刷が出来ます。<http://gunmayousui.jp/>

※ 手続き等に不明な点がありましたら、お気軽に電話相談ください。

0272-51-0019財務課。

農地転用をされる場合の申請について！

1 受益農地を宅地等に転用する場合

○農地転用等の意見書交付願いを提出してください。

○1㎡当たり約69円から126円の決済金が必要となります。

※単価の詳細は下記単価表をご覧ください。

平成21年度 農地転用決済金単価表

1000㎡当り（単位：円）

開発別	畑かん	りんかん田	一部補給	全量補給	開田
全地区	68,600	94,100	84,000	109,400	125,700

2 公共事業で農地が買収される場合

○地区除外申請書を提出して下さい

○1㎡当たり約69円から126円の決済金が必要となります。

上記の届出が無いと賦課金は、従来の組合員に農地として賦課されます。

農地転用の際、決済金による精算をしないで地区から除外しますと、転用農地に係る負担金は残された組合員が負担することとなり、負担の公平が保たれないこととなります。この不公平を防ぐため土地改良法42条2項により決済金の支払いが義務づけられています。

かん水器材の相談に応じます！

群馬用水利地改良区では、組合員の皆様が畑地かんがいの施設を有効に利用していただくことを目的とした、かん水器材の相談に応じています。地区で2ha以上の希望があれば県の補助事業により40%の補助が受けられかん水器材の導入ができます。

お気軽にお問い合わせ下さい。

退職後の帰農を支援しています！

群馬用水利地改良区では団塊の世代の退職後の帰農を応援しています。

農業を始めたい方はお気軽にお問い合わせ下さい。

連絡先 営農調整課 営農係 電話 027-251-0019

💡 管理課からのお願い 💡

◇群馬用水は限りある資源です！

用水補給とは既存河川及び池沼等に一部補給するもので、全量補給ではありません。補給水があるからといって、河川からの取水をせず全て補給水に頼る事なく、自然水の有効利用をお願いします。また、降雨時などは、必ず補給水は絞ってください。

◇施設の保守は自分たちが率先して！

群馬用水の施設は、組合員全員の大切な施設です。調整池等の施設管理は自分たちで率先して行い、ゴミのない安全な施設として大切にしましょう。

◇耕作前に給水弁の確認を！

最近、大型農場機械により給水弁を破損し、漏水する事故が増えております。耕作前には給水弁の位置を確認し、必要に応じて保護してください。特に土地の貸借で、耕作する場合は必ず確認してください。

◇緊急改築事業に伴う断水の協力について！

現在、水資源機構で実施している緊急改築事業も今年が最終年度となります。数多くの幹線水路点検、改修、支線水路の改修工事などが実施されることにより、多くの断水が必要となります。その都度、組合員の皆さまには、大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解ご協力を宜しくお願いします。

※連絡先／群馬用水土地改良区 管理課 TEL. 027-251-0019

群馬用水地域 史跡めぐり

あちこち見学するべ〜♪

その4

白岩観音



高崎市白岩町448番地にある白岩山長谷寺（通称「白岩観音」）は朱鳥年間686年～696年に開基されたと伝えられています。鎌倉時代中期・天福年間（1233）に成立した坂東三十三ヵ所のうち、第十五番の札所となり、以降多くの巡礼者が訪れました。しかし、戦国時代である永禄六年（1563）に武田信玄の箕輪城攻略の兵火により本堂が焼失してしまいます。現在の観音堂は信玄の子である武田勝頼が世無道上人に命じ、天正八年に再建させたものであります。また、本尊の十一面観音立像は、秘仏であり平安時代後期（藤原時代）の作、一般公開されている同型の前立像は鎌倉時代の作とされており、鮮やかな彩色が施された本堂と二体の仏像は貴重な文化財であります。

平成21年度の群馬用水施設事業実施予定地区

業務課

事業名	地区名	工事場所	工種	工事概要
県営かんがい排水事業	赤城西部地区	渋川市(西部支線)	管路布設替工事	管路工φ400~200 L=775m
ため池等整備事業	上白井地区	渋川市(白郷井長尾支線)	管路布設替工事	管路工φ700 L=190m
小規模土地改良事業	津久田地区	渋川市赤城町津久田地内	管路布設替工事	管路工φ100~φ75 L=800m
	込替戸地区	前橋市粕川町(大前田1号支線)	管路布設替工事	管路工φ350 L=180m
	南下地区	吉岡町大字南下地内	水路布設替工事	水路工U300 L=650m
	高浜地区	高崎市高浜町(榛名5号支線)	管路布設替工事	管路工φ400 L=200m
土地改良施設維持管理適正化事業	赤城ブロック	前橋市(金丸第1揚水機場)	高圧機場ポンプ整備補修工事	ポンプ分解整備 1台
	赤城ブロック	桐生市新里町・前橋市粕倉町地内	減圧弁整備補修工事	減圧弁φ100・φ150更新 2基
	赤城ブロック	桐生市新里町	水位調整弁整備補修工事	水位調整弁φ150更新 1基
	子持北橋ブロック	渋川市赤城町(津久田揚水機場)	高圧機場ポンプ整備補修工事	ポンプ分解整備 3台
	榛名ブロック	高崎市西国分町(宮室3号支線)	管路整備補修工事	管路工φ350 L=100m
	榛名ブロック	榛東村(山子田第1揚水機場)	高圧機場電気設備整備補修工事	直流電源用バッテリー更新
榛名ブロック	榛東村(山子田第1揚水機場)	高圧機場電気設備整備補修工事	直流電源充電器装置更新	

施設の維持・機能回復、安全確保及び用水の安定供給のため本年度は上記のとおり事業を行います。組合員の皆様、また地域の方々には大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

第36回群馬用水地域利水改善グループ体験発表会開催

平成21年2月10日(火)群馬県JAビル1階大ホールにおいて群馬用水地域利水改善グループ連絡協議会(会長 富澤善一)主催による体験発表会が開催され、関係機関より推薦を受けた3名による、栽培や経営の工夫を紹介する貴重な発表がありました。

また、記念講演会では「野菜ソムリエから見た青果物の流通」と題してぐんま県央青果(株)常務取締役 田村善男氏より、野菜と果物の重要性、ブランド事業への取り組みといった講演がありました。

なお、群馬用水営農推進協議会(会長 三田善一郎)主催による各種共励会表彰式も同時に行われました。

上位入賞者は次のとおりです。

- | | |
|--------|-----------------|
| 優良農家の部 | 清水 利春 (高崎市西国分町) |
| 〃 | 吉沢 賢 (北群馬郡吉岡町) |
| 〃 | 森田 初夫 (渋川市北橋町) |
| 最優秀賞 | 夏ネギの部 永井 京一 |
| 〃 | 秋冬ネギの部 串淵 順一 |
| 優秀賞 | 夏ネギの部 萩原 由平 |
| 〃 | 〃 柴崎 勇 |
| 〃 | 秋冬ネギの部 林 みき子 |
| 〃 | 〃 森田 稔 |

富澤会長のあいさつ



「発表者及び発表内容」

(私の農業生産と水利用) 榛東村長岡 岩田 優

下仁田ネギ、長ネギの苗床の土壌消毒の効果や種子の発芽揃いの作業前には、土壌の乾き具合をチェックしてかん水するようにする。サトイモ、ブロッコリーの定植後には、群馬用水をかん水し生産量を伸ばしている。

(群馬用水を利用したキュウリ作り) 前橋市粕倉町 松村 利夫

促成・抑制キュウリ栽培。冬は群馬用水をポイラーで30℃ほどに沸かし、かん水チューブに流している。地温が高くなり成育に良く生産量が伸びた。群馬用水には後から加入したが、野菜を作る人にはとてもありがたい。

(省力かん水装置導入による梨園経営) 高崎市十文字町 後閑 勇

梨を120a。7月の成長期と活動を始める2月頃は、梨にとって乾燥の影響が大きい。平成18年からマイクロスプリンクラーを使用した散水方法を導入し、有効な群馬用水の利用により高品質な梨が栽培できるようになった。

人事異動のお知らせ

(平成21年 4月 1日付) () 内は旧所属

群馬県

農政部農村整備課長	若田部	満 (東部・農村整備課長)
農政部農村整備課水利保全対策主監	三 木	定 (農村整備課次長)
農政部農村整備課次長	能 登	吉 栄 (西部・農村整備課次長)
農政部農村整備課次長	村 上	行 正 (土地水対策室次長)
中部農業事務所農村整備課長	小 林	行 夫 (吾妻・農村整備課長)
中部農業事務所渋川農村整備センター長	矢 嶋	治 樹 (西部・農村整備課次長)
東部農業事務所農村整備課長	渋 川	理希雄 (下水環境課調整主監)

土地改良区

事務局次長	武 藤	育 雄 (管理・業務担当参事)
次長 (財務・営農調整担当)	米 山	孝 夫 (財務・営農・調整担当参事)
参事 (総務担当)	戸 塚	條 司 (総務課長)
参事 (管理業務担当・管理第一課長兼務)	飯 塚	晃 (管理総括・管理第一課長)
総務課長	加 藤	明 海 (業務課長)
業務課長	植 木	秀 郎 (管理第二課長)
財務第二課長	町 田	好 敬 (財務第一課長補佐)
管理第二課長	山 口	岩 男 (管理第二課長補佐)
業務課係長	手 島	功 司 (業務課主任)
総務課主任	宮 下	清 顕 (総務課主事)
管理第一課主任	北 爪	克 典 (管理第一課技師)
財務第一課主任	田 端	真理子 (調整課主任)
管理第二課技師	鈴 木	一 也 (管理第一課技師)
営農調整課 営農専門技術員	折 原	健 司 (中部・普及指導課長)

6月1日付け

退 職

○役員

小 幡 晋 (常 務 理 事) 平成21年 2月 5日付け
 小幡氏は平成15年 8月より 5年余りにわたり常務理事として当改良区の運営にご尽力をいただきました。小幡氏の功労に心より感謝を申し上げますと共に今後のご健勝をお祈りいたします。

○職員

須 藤 仁 (事務局次長兼総務担当参事) 平成21年 3月 31日付け
 島 方 操 (財 務 第 二 課 長) 〃
 横 山 英 治 (総 務 課 係 長) 〃
 須藤、島方両氏は、囑託として引き続き勤務をしていただいております。

新しい職員の紹介



折原 健司
(営農専門技術員)

群馬用水受益地域の皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
 さて、私事ではありますが、本年 3月 31日をもちまして中部農業事務所普及指導課を最後に群馬県庁を定年退職し、退職後は群馬用水土地改良区で営農専門技術員として勤務させて頂くことになりました。思えば、西部、中部の普及所で野菜担当していた頃、群馬用水受益地域のサトイモ栽培講習会や利水改善グループの先進地研修が昨日のように思い出されます。微力ではありますが、群馬用水受益地域の野菜振興のために頑張りたいと思いますのでご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。結びに、皆様の益々のご健勝と地域農業が発展しますようご祈念申し上げ、挨拶といたします。